

韓国知的財産ニュース 2019年11月前半

(No. 402)

発行年月日：2019年11月19日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、11月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許法一部改正法律案
- 1-2 特許・実用新案・デザイン・商標、このように表示してください！
- 1-3 国家知識財産委員会、2020年政策イシューの総合発表会を開催
- 1-4 IP価値評価士の新設、特許庁が「鑑定」業務と重なるという理由で「不可」と判定
- 1-5 弁理士試験、2020年から実務型問題を廃止
- 1-6 特許庁、知的財産基盤の技術自立および産業競争力の強化に関する対策を発表

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、自治体と共に地域のスタートアップを支援
- 2-2 「2019仁川知的財産フェスティバル」を開催
- 2-3 特許庁、WIPOと共同の国際知的財産専門家の育成10年
- 2-4 連結と協業によるイノベーション成長、「2019年度政府部處の公共技術移転ロードショー」を開催
- 2-5 政治的状況とは関係なく、日韓のIP産業の交流は続けなければならない
- 2-6 特許庁、「知的財産教育先導大学」募集公告
- 2-7 第6回生活発明コリアの公開審査および授賞式を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 京畿道、中小企業の技術奪取の予防および技術保護のために技術保証基金と協力

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 グローバルデザイン分野で韓国の地位が向上

その他一般

- 5-1 「化学・医療分野」のPCT国際特許出願がここ5年連続増加傾向
 - 5-2 光療法の大衆化、光学機器関連の出願が増加
 - 5-3 今年最高の大学生発明は「携帯用点字入力装置」
-

法律、制度関連

1-1 特許法一部改正法律案

議員立法（2019.11.1）

議案番号：23543

提案日：2019年11月1日

提案者：共に民主党 洪宜洛（ホン・イラク）議員外10人

<提案理由>

特許審判は、3名または5名の審判官で構成される合議体が、準司法的手続きを従って特許紛争を解決する制度であり、審判官のうちから1名を審判長に指定し業務を遂行するようしている。しかし、現在の職制上、審判長は高位公務員団に属する一般職公務員のうちから指定するようになっており、審判長の審理件数の過多により、合議体の実質的な合議が不可能であるという懸念がある。

一方、当事者間の紛争である特許無効審判などの当事者系審判の場合、より正確な争点把握と審判結果に対する当事者の受容度を高めるために、書面審理より口述審理をする必要があるものの、審判長の審理件数が過多であり、2018年には当事者系審判のうち、口述審理で進めた割合が13%に過ぎず、特許無効審判などの審理をより充実する必要がある。

これを受け、重要性と難易度の低い一部の審判事件においては、高位公務員団に属する一般職公務員ではない審判官のうちから1名を審判長に指定することができるようになり、当事者系審判で口述審理を原則とする根拠規定を定め、特許審判の際に充実した審理および合議が行われるようにするためである。

<主要内容>

- イ. 特許法施行令に委任し定めている審判官の資格のうち、職級に該当する事項を特許法において直接定めるようにする（案第 143 条第 2 項）。
- ロ. 高位公務員団に属する一般職公務員を、審判事件を総括する審判長に指定するものの、特許取消申請と特許拒絶決定の不服審判事件については、高位公務員団に属する一般職公務員ではない審判官のうちから 1 名を審判長に指定することができるようとする（案第 145 条第 1 項）。
- ハ. 特許無効審判、権利範囲確認審判など当事者系審判は、口述審理を原則とし、拒絶決定不服審判、訂正審判などの決定系審判は、書面審理を原則とすることとする（案第 154 条第 1 項および第 2 項）。

1 – 2 特許・実用新案・デザイン・商標、このように表示してください！

韓国特許庁（2019. 11. 5）

「知的財産権の表示指針」を制定

特許庁が「知的財産権の表示指針」（以下、「表示指針」）を制定・告示した。表示指針には、特許・商標などの知的財産権を表示する具体的な方法と、虚偽表示や不当な表示に対する処理方法などの内容が盛り込まれている。

特許権と実用新案権の表示方法は、「特許法」第 223 条および施行規則第 121 条に（実用新案は特許法を準用）、デザイン権と商標権はそれぞれの施行規則に定められているが、多様な表示方法に対する具体的な規定はなかった。これにより、知的財産権の虚偽表示や不当な表示を制限しつつ、時代変化に合わせ、多様な表示方法を許容する基準を整えるため、表示指針を制定した。

表示指針によると、基本的に特許・実用新案・商標・デザインは「登録」された時だけ、「登録」またはこれに準じる表示（※）をすることができる。特に、韓国内外において登録商標によく使われている®表示も、登録商標に限って表示することができる。出願時には「出願」、「審査中」などを表示しなければならない。

※（例）「特許」、「特許権」、「特許を受けた」、「patent」、「pat.」、「特許」、特許番号やこれを確認できるネットアドレス（バーコードなど電子的表示を含む）など

特許などの権利が消滅した場合には、消滅される前に生産され、既に流通されている製品の特許など知財権の表示を削除または消滅されたことを表示するか、存続期間を明示しなければならない。

また、特許庁のロゴや業務標章などは原則的に無断使用してはならない。知財権の登録表示と関係なく、製品・広告などに特許庁のロゴだけを表示する場合、特許庁が品質を認証したか、または業者との後援関係にあると消費者が誤認する可能性が高いためである。ただし、登録された知的財産権の場合、権利種類および権利番号と併記して表示する時に限っては許容している。

不正競争行為と疑われる知的財産権の虚偽表示（※）に対しては、特許庁が直接調査し不正競争行為に該当すると判断された場合、是正勧告および告発措置を行う。

※知財権の出願・登録に関する事項を物件・容器・包装などに表示する際に、登録を受けていないもの（拒絶・消滅・出願審査中）を、登録を受けたかのように虚偽表示する行為など

今後、特許庁はオンライン事業者との懇談会、販売者・自治体の公務員を対象に教育を拡大し、市場において自発的に正しい知的財産権の表示をすることができるよう努力していく予定である。

特許庁産業財産保護協力局長は、「表示指針により、市場での虚偽表示や不当な表示がなくなり、知財権を正しく表示する文化が定着することを期待する」と伝えた。

1－3　国家知識財産委員会、2020年政策イシューの総合発表会を開催

科学技術情報通信部（2019.11.7）

ビッグデータの処理・分析過程上の著作権侵害の免責など、
知的財産（IP）政策イシューについて対政府提案

大統領所属の国家知識財産委員会（以下、「委員会」）は、11月7日午後2時、インター コンチネンタルCOEXで「2020年知的財産政策イシュー総合発表会」を開催した。

本発表会で、委員会傘下の5専門委員会（創出・保護・活用・基盤・新知的財産）の委員は、現場経験を基に直接発掘・研究した「2020年知的財産政策イシュー」の研究結果を発表した。

今年は、2020年に進める政策課題として、「ビッグデータの保護および活用促進に向けた法的課題」など、知的財産に関する10個のイシューについて改善方策を研究した。

イシュー（1）ビッグデータの保護および活用促進に向けた法的課題：ビッグデータの処理・分析過程で起こり得る著作権侵害に対する免責の適用など、関連法制度を改善

イシュー（2）第四次産業革命時代に相応しい実用新案制度の改善方策：技術のライフサイクルがますます短くなっているソフトウェア（SW）技術に対し、実用新案制度を適用することができるよう、審査制度を改善する方策

※実用新案制度は具体的な形態を持っている物品だけを保護対象としている。

イシュー（3）初期の中小ベンチャー企業の支援に向けた知的財産の特例上場制度（※）の導入：研究開発の成果を拡散し、創業を活性化するために、優秀なアイデアを保有する創業初期の企業に対する知的財産の特例上場制度を導入

※特例上場制度：成長可能性が高い企業が株式市場に上場できるよう、上場審査の基準を下げる制度

イシュー（4）公共機関のSWライセンスの運営方策の点検およびガイド：公共機関などにおいて、情報技術（IT）の資産管理についての認識不足で発生するSW著作権侵害を予防するために、IT資産実査およびIT資産管理システムを導入

イシュー（5）パテントボックス（patent box）制度の設計および改善方向：企業の研究開発成果を拡散し、事業化を高めるために、政府の研究開発（R&D）事業の結果物、サンドボックスの適用製品などを対象に、特許が適用された製品の売り上げに税額を減免

イシュー（6）職務発明関連補償金の算定において、新たな「使用者の利益額」の算定法理を提示：職務発明は会社と職員間の協力の成果であるため、これを実施・活用して得た会社の利益額、発明者の貢献度、持分率を基準にして補償金を算定する方法を提案

※現在はケースごとに法院の算定方法が相異

イシュー（7）業務上著作物の法制度の改善方策：現行の業務上著作物は、創作者である労働者に法律上の地位や権限がないため、業務上著作物に創作者の帰属原則を適用するものの、企業に対しては譲渡推定をするよう著作権法を改正

イシュー（8）IP 基盤創業の成功要因の分析による革新創業の先導モデルを樹立：創業者のアイデアと公共研究機関の特許を組み合わせ、事業モデルを設計したり、理工系修博士の研究成果に対する権利化などを通じて、活用度を高める新たな IP 基盤創業モデルを提案

イシュー（9）韓国製薬会社の米国 First Generic の独占権を確保するための政策を提案：特許回避などによるジェネリック許可申請者に 180 日間、米国市場の独占権を付与する、米国のジェネリック医薬品許可申請制度に挑戦する韓国製薬会社を対象に、関連のデータベース（DB）を提供し、挑戦に失敗した時の支援方策を提案

イシュー（10）グローバル環境変化による IP 中心対応システムの構築に関する方策：重要国家別の技術・IP 市場の動向分析と関連 DB システムの構築を通じて、企業の海外進出とグローバル市場での知的財産の対応を支援

委員会は、発掘した 2020 年度政策イシューに対する関係部処の来年度の推進計画（案）をまとめ、来年 3 月、委員会に想定する予定である。

知的財産専門家による 5 の専門委員会は、委員会の政策諮問機能を強化するために、2014 年から毎年、時宜にかなうテーマを自主的に発掘・研究し、その結果を政策化の課題として関係部処に提案してきた。

2014 年度から今年まで、関係部処に計 45 の政策イシューを提案しており、27 のイシューが推進完了した。（2019 年 3 月基準）

主な推進課題には、2017 年度の政策化課題である「人工知能技術および産業関連の知財権に関する深層分析および対応方策」について、人工知能分野で源泉・標準・有望な特許の確保が可能な細部技術分野を導き出し、関係部処から「有望な新知識分野の重点知的財産の確保戦略」を委員会に想定したことがある。

また、2018 年には「3D 図面データの違法コピーの防止および体系的管理に関する方策」を提示し、3D 図面データなど、デジタル手段による侵害誘発行為を間接侵害として規律することができるよう、特許法の改正を進めている。

委員長は、総合発表会の開会の辞で「国家の経済を復興させるのは『優秀な技術力』と『知的財産』である」としつつ、「政策イシューの発掘による現場の専門家と政策の実行者間

のフィードバックが、先導的な知的財産政策を実現する土台になると期待している」と強調した。

1－4 IP 価値評価士の新設、特許庁が「鑑定」業務と重なるという理由で「不可」と判定

電子新聞（2019.11.11）

特許庁が、知的財産（IP）価値評価専門家の資格新設の要請に「不可」と判定した。既存専門職の「鑑定」業務と重なる可能性があると解釈したのである。IP 業界では同じ業務ではなく、資格の新設が急務であると主張した。

11月11日、関連業界によると、特許庁は最近、韓国知識財産サービス協会の「IP 価値評価士」の民間資格の新設要求に登録不可と決定した。

IP 価値評価士は、特許、実用新案など知的財産権を含む技術の権利性、技術性、市場性、事業性を分析する専門家である。

技術の使用・担保の価値を価額として評価し、報告書を作成する業務を遂行している。

協会は IP 金融、IP 移転・取引・事業化などを体系的に支援するためには、IP 価値を算定する専門家が必要だと判断し、特許庁に資格の新設を要請していた。

特許庁は、専門職の新設が弁理士法に反する可能性があると結論を下した。弁理士法では、産業財産権に関する「鑑定」を弁理士の固有業務として明示している。特許庁は、IP 価値評価士の重要な業務である IP 価値評価、評価報告書の作成が弁理士の鑑定業務と重複しているため、民間資格の新設禁止分野に該当すると判断した。

協会は、鑑定と価値評価を同じ業務と見なしたことについて問題を提起した。鑑定は、知的財産権の侵害可否、技術的権利範囲および有効無効を判断する業務である一方、価値評価は、事業化により発生する可能性のある技術の経済的価値を価額、等級または点数などで表現する業務であり、はっきり区分されていると主張した。

特許庁の決定が IP 価値評価の根拠となる法律とも相反する可能性があると懸念されている。一部の市中銀行、発明評価機関などは、知的財産基本法、発明振興法、技術移転及び事業化の促進に関する法律、知的財産サービス業の特殊分類などに応じて、IP 価値評価業務を遂行している。技術保証基金の「技術信用評価士」、韓国企業技術価値評価協会の

「企業・技術価値評価士」、韓国技術取引士会の「技術事業価値評価士」などである。協会は、特許庁の判断によると、この業務も争いの余地が発生する可能性があると述べた。

IP 業界は、技術取引、創業などの前に IP 価値評価が必要で、専門性の確保が重要な状況であり、残念であると反応した。

IP 業界の関係者は、「弁理士の業務領域を保護し、権利を認めなければならないのは当然であるものの、現在も既に他の領域で行われる業務を弁理士の固有業務と判断したのは理解できない」としつつ、「最近の IP 関連紛争や取引が活発な状況の中で、IP 価値の算定業務はより厳しくなっており、専門性を要しているため、専門家を育成し対応しなければならない」と強調した。

また、他の業界の関係者は、「弁理士の固有業務を侵害することでも、業務領域の争いをしようということでもない」とし、「根拠となる法令を合理的かつ明確に解釈することで、専門性を確立し、混乱を解消するためである」と述べた。

1－5 弁理士試験、2020 年から実務型問題を廃止

韓国特許庁（2019. 11. 13）

特許庁は、2020 年から弁理士 2 次試験のうち、実務型問題を廃止すると発表した。

特許庁は、実務型問題（※）の適正性を再検討するために、今年 6 月から 10 月まで「弁理士試験制度改善委員会」（以下、「改善委員会」という）を運営し、改善委員会は議論の末、実務型問題の廃止を勧告した。

※（実務型問題）弁理士として取り扱う実務文書の作成能力を評価する問題で、2019 年度弁理士 2 次試験のうち、「特許法」と「商標法」にそれぞれ 1 題ずつ出題された。

改善委員会は、実務型問題の導入経過と必要性、受験生・弁理士対象のアンケート調査の結果、今年出題された実務型問題などを総合的に検討した。

廃止勧告の理由については、弁理士の実務能力は資格を取る前の実務研修を通じて養うことことができることや、一般の受験生には実務経験の機会が不十分であるという点などを挙げていた。

また、改善委員会は実務型問題が廃止されても、「弁理士の実務能力の強化」という政策目標を維持することには同意し、来年以降の弁理士の実務研修の強化に向けた具体的な方策を整える必要があると提案した。

※改善委員会の会議資料・会議録は、特許庁ウェブサイトにて公開
(特許庁ウェブサイト→情報公開→お気に入り情報提供→主要情報提供)

特許庁は、改善委員会の議論の結果を11月4日（月曜）に開催された弁理士資格・懲戒委員会の案件として上程し、同委員会で議決され、実務型問題を廃止することにした。

また、来年度からの実務型問題の廃止により、弁理士2次試験の「特許法」と「商標法」科目の試験時間も、従来の2時間20分から2時間に変更するよう議決した。

実務型問題の廃止など来年度試験の変更事項は、2020年度第57回弁理士試験施行計画で確認でき、施行計画は11月29日（金曜）、国家資格試験（www.Q-Net.or.kr）の弁理士ウェブサイトにて公告される予定である。

1－6 特許庁、知的財産基盤の技術自立および産業競争力の強化に関する対策を発表

韓国特許庁（2019.11.14）

約4億3,000万件の特許ビッグデータを活用した素材・部品・設備の技術自立を加速化

- (1) 特許ビッグデータの分析で素材・部品・設備など国家研究開発を支援
- (2) AI基盤の「国家特許ビッグデータセンター」を構築…民間における特許ビッグデータの活用を拡散
- (3) 技術基盤中小企業の競争力の向上に向けた知的財産金融を拡大
- (4) 特許侵害の損害賠償額の現実化、融合複合技術審査の強化など公正経済・未来の先取りを支援

知的財産基盤の素材・部品・設備の技術自立を加速化し、韓国独自の技術でグローバル市場をリードするための産業競争力の強化戦略を進める。

特許庁は、「素材・部品・設備の競争力の強化対策（2019年8月5日）」と、「素材・部品・設備の研究開発投資戦略およびイノベーション対策（2019年8月28日）」に次ぐ後続措置として、「知的財産基盤の技術自立および産業競争力の強化対策」を、11月14日第93回国政懸案点検調整会議（国務総理主宰）にて、関係部処と合同で発表した。

韓国政府は最近、「素材・部品・設備産業の競争力の強化に向けた特別措置法」の改正を進め、官民合同で「素材・部品・設備の競争力委員会」を新設するなど、韓国の素材・部品・設備産業の競争力の強化と技術自立のために力を入れている。

<推進背景>

7月以降、対外依存度が高い中核素材の輸出規制により、韓国企業の現場では困難が予想され、国際的にも米中貿易紛争など未来の技術覇権の先取りに向けた経済戦争が深化しており、各国における輸出環境の悪化が懸念されている。

※輸出額（2019年1月から6月）の増加率：（米国）0.8%減少、（中国）0.1%減少、（韓国）8.6%減少

このような技術覇権の源泉は、無形の知的財産である。これを反映するかのように、主要国では知的財産を武器に産業支配力を強化し、未来市場で優位に立つために全力を尽くしている。

特に、半導体・ディスプレイなど韓国の主力産業において大きな影響力を持っている素材・部品・設備分野では、先進の外国企業が関連技術を特許で先取りし、生産・工程に関するノウハウを営業秘密（非公開）で保護することで、堅固な技術障壁を構築し供給網を確保しており、韓国企業など後発企業の追い上げがさらに難しくなっている。

※輸出規制3大品目別の特許出願のシェア（2019年7月）：（フォトレジスト）日本 65.1%、韓国 9.1%、（フッ化水素）日本 33.1%、韓国 5.2%、（透明ポリイミドフィルム）日本 55.3%、韓国 38.4%

<主要国の知的財産政策の現状>

(1) 米国：米中貿易紛争で、知的財産の保護を重要イシューとして提起

*米国は貿易交渉において、知的財産権の保護および技術移転の強要禁止の法制化を強く要求

(2) 日本：特許・営業秘密など知的財産を活用した独占的な市場支配力を確保

*3極特許（日本・米国・欧州の同時登録）件数（2016年）：（日本）1万7,397件、（韓国）2,599件

(3) 中国：第四次産業革命分野の特許確保による未来産業の先取りに全力

*第四次産業革命の特許蓄積を主要目標（売上1億元当たり1.1件）に設定し、製造2025戦略を推進

*AI 特許出願量（2007 年から 2016 年、件）：（中国）12,110>（米国）11,757>（日本）7,847>（韓国）5,754

技術・産業戦争の勝敗は迅速な特許の先取りに左右されるため、韓国が技術霸権時代を切り拓き、未来産業・市場をリードするためには、国レベルの知的財産戦略が急務である。

今回の対策は、「グローバル市場を先導する知的財産基盤の技術強国」の実現をビジョンに、(1) 特許基盤の素材・部品・設備の技術自立、(2) 知的財産中心の国家 R&D システムのイノベーション、(3) 中小・ベンチャー企業の知的財産の競争力を向上、(4) 公正経済および未来の先取りに向けた知的財産インフラのイノベーションなど、知的財産基盤の技術自立および産業競争力の強化に向けた 4 大戦略で構成されている。

<革新課題>

【戦略 1】特許を基に素材・部品・設備の技術自立を実現する。

素材・部品・設備に関する $100+\alpha$ の重要品目に対する研究開発（R&D）を進める際に、特許ビッグデータを活用した研究開発（IP-R&D）（※）戦略を適用（約 500 課題、2020 年）し、中小企業などが独自の技術を確保することができるよう集中支援する。

※特許ビッグデータを分析し、特許の先取り領域および空白領域の確認、源泉・中核特許の先取り、他分野の特許技術との融合など、最適な研究開発戦略の樹立を支援

特許ビッグデータは世界のあらゆる企業・研究所などの R&D の動向、産業・市場のトレンドなどが集約された 4 億 3,000 万件余りの技術情報であり、これを分析し、競争会社の特許を回避したり、決定的な技術ノウハウの手がかりを探し、研究方向を提示することで、R&D の成功率を高め、期間を減らすことができる。

<特許ビッグデータの分析による技術自立の事例（韓国の電子部品企業 V 社）>

外国企業 D 社など 3 大会社が市場の 90% 以上を占めているキャパシタ一分野で、韓国内外特許の構成要素別の分析と空白領域の導出を通じて、独自の新技術および特許を確保 → 該当キャパシターの売り上げを基準に世界 1 位を達成（2016 年）

現在、一定規模以上の素材・部品・設備分野の応用・開発研究課題について、IP-R&D を遂行するよう政府 R&D 管理規定の改正を進めており、今後、他分野の R&D 課題に拡大するため検討・推進する予定である。

重要品目に対する特許分析により、韓国内外の代替技術の情報（※）を迅速に把握し、該当情報を必要とする企業に提供することで、供給先の多辺化による素材・部品・設備の受給安定性を向上させる。

※代替技術の特許権者（企業・機関・研究所・個人）および発明者の情報など

早期の技術自立が不可能な品目については、特許分析で発掘した海外の代替技術の情報を企業に提供し、M&A または技術移転（特許の買い入れ、ライセンシング）への連携を支援する。

※韓国半導体設会社である A 社は、IP-R&D を通じて韓国内外の特許を分析し、中核技術を迅速に確保するために外国企業 B 社を買収（2014 年）→該当品目で世界 1 位を達成（2015 年～）

それと共に、AI 基盤の「国家特許ビッグデータセンター」を発足し、世界から 4 億 3,000 万件余りの特許ビッグデータを収集・加工・分析し、有望技術の発掘、産業別トレンドおよびリスク信号の探知などの情報を中小企業に提供し、民間の特許ビッグデータの活用を拡散させる計画である。

※特許 DB の加工・管理、特許基盤の産業イノベーション戦略および社会問題対策の導出などを並行

【戦略 2】 知的財産を中心に国家 R&D システムを革新する。



特許ビッグデータを通じて、未来市場をリードするイノベーション技術の発掘を支援する。

バイオヘルス・二次電池など 5 大分野の特許ビッグデータの分析結果（※）を民間および R&D 部に提供し、R&D 企画に反映するようにし、今後、新産業および主力産業 27 大分野（※※）に拡大する。

※新産業（バイオヘルス・水素産業）、主力産業（ディスプレイ・システム半導体・二次電池）など 75 新規 R&D 課題を導出

※※AI・ビッグデータ・VR など 17 大新産業分野および家電・石油化学など 10 大主力産業分野

また、微細粉塵・消防・生活放射線・生活用品・感染症疾患など 5 大社会懸案についても、特許ビッグデータの分析で技術的な解決方法を整える。

＜社会イシューの解決に向けた特許分析の例示：微細粉塵＞

区分	特許ビッグデータの分析結果
事業場用排出ガスの浄化	韓国で出願されていない米国の特許技術である湿式電気集塵機を通じて、微小粒子状物質の 99%以上、硫黄酸化物 95%以上を除去することができる
車両用排出ガスの浄化	米国企業により韓国で登録されてあるものの、特許権が消滅されたディーゼル微粒子捕集フィルター技術を活用し、車の排出ガスを浄化する

民間の R&D 結果が源泉・中核特許の確保に繋がり、強く保護されるよう IP-R&D 戦略を拡大する。

AI・バイオヘルスなど新産業分野のスタートアップ・ベンチャー企業および大学・公共研究機関に IP-R&D を集中支援（2019 年に 191 件）し、半導体・ディスプレイ・自動車・造船・鉄鋼など、主力産業分野の中小企業を対象にする IP-R&D を拡大（2019 年に 30 件→2020 年に 60 件）し支援する。

韓国政府 R&D の全周期（企画-選定-遂行-評価）に、特許ビッグデータの活用体系を構築し、R&D の効率および成果を極大化する。

R&D 課題の企画方式を少数の専門家による主観的方式から、特許ビッグデータの分析による市場需要中心の客観的・効率的方式へと全面的に再編する。

R&D 課題の選定段階での特許専門家の参加を義務化し、同様の主題についての R&D 課題ではあるものの、従来とは異なる特許開発が予測される場合には、相違な課題として判断するよう重複性の判断基準を補完する。

また、R&D 課題の遂行段階において、IP-R&D の遂行により優秀な技術を選別し、韓国内外の特許出願を集中支援する。

それと同時に、R&D 課題評価が課題の特性を考慮した質中心の特許成果指標に基づいて行われるよう、評価体系を整備する。

※特許価値評価システム（K-PEG、SMART3 など）による質的評価

【戦略 3】中小・ベンチャー企業の知的財産の競争力を向上させる。

中小企業などが知的財産を担保に融資し、投資を受けるのが日常化になるよう、知的財産金融を 2019 年の 7,000 億ウォンから 2022 年には 2 兆ウォンへと大幅に拡大する。

債務不履行による銀行のリスクを軽減させるために、回収専門機構を新設し、無形資産の担保活用を高めた一括担保制度（※）を導入し、技術イノベーション型中小企業の円滑な資金調達を支援する。

※不動産を除く知的財産権・債券・その他の動産など、企業資産の全体を担保として設定することができるようにし、知的財産担保および価値評価を活性化

知的財産金融の活性化のために、ベンチャーキャピタルファンドが知的財産権を直接所有することを許容し、知的財産価値評価の支援対象を拡大（※）するなど、知的財産投資を阻害する規定を整備する。

※価値評価の支援対象を拡大：登録特許→登録または出願中の特許

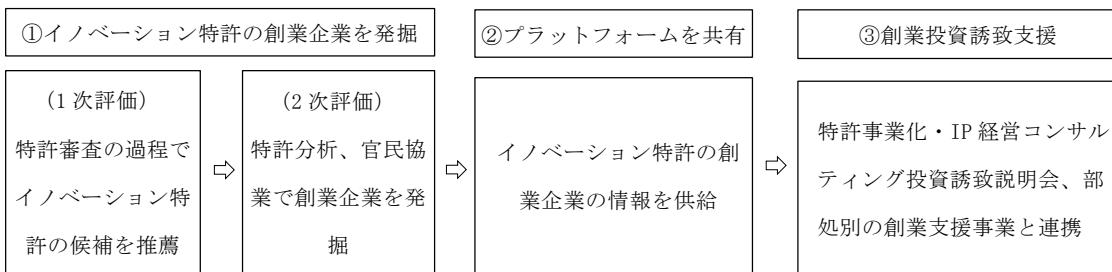
創意的アイデア・技術基盤のイノベーション創業を活性化し、海外特許の確保などを支援することで、知的財産基盤のグローバル強小企業を育成する。

特許審査官・市場専門家の協業により、イノベーション特許の創業企業（※）を発掘し、事業化コンサルティング、投資誘致の機会などを提供（年間 100 件）し、地域知識財産センターおよび担当保育機関（※※）を通じて、理工系大学院生創業チームの知的財産経営

・アイテムの検証・製品開発を支援するなど、知的財産によるイノベーション創業の支援を拡大する。

※技術成果の事業性が優秀な特許を有する 7 年以内の創業企業

※※首都圏・江原（高麗大・成均館大）、忠清・湖南（KAIST）、慶尚・済州（POSTECH）、女性特化（新規選定）



グローバル強小企業を育成するために、スタートアップ・中小企業に対する海外特許の確保に関する支援を段階的に拡大（2019 年に 1,040 件→2020 年に 1,800 件）し、IP 出願・収益化支援ファンド（※）および IP 創出・保護のファンド（※※）を造成し、市場価値の高い海外特許への民間投資を誘導する。

※プロジェクト方式で海外出願と IP 収益化に投資（2019 年 125 億ウォン）

※※投資資金の義務使用：投資金の最小 5% を IP に使用（2019 年 500 億ウォン）

8 月末に商品が公開された以降、51 日（営業日基準）で 2019 年の加入企業目標（1,040 社）を 100% 達成した特許共済事業（※）を通じて、中小企業の海外特許の出願および紛争費用などに対する負担を緩和する。

※一定の金額を積み立てた後、海外出願、韓国内外の審判・訴訟、韓国内外の知的財産イノベーション企業の訴訟などの費用を融資して活用した後、事後分割償還（2023 年まで 1 万 6,140 社の加入が目標）

海外においての中小企業の技術保護と韓流の不当な便乗を防ぐために、「政府レベルの対応協議体（※）」および被害企業 TF 運営による国家別実態調査、現地の対応（取締の要請など）および外交的な協力活動を展開し、海外知的財産センターを拡大するなど強力な知的財産保護体系を構築する。

※産業部・特許庁・外交部など9部処およびKOTRA（大韓貿易投資振興公社）など4公共機関が参加

【戦略4】公正経済・未来の先取りに向けた知的財産インフラを革新する。

技術奪取を根絶し、イノベーション企業の知的財産保護を大幅に強化するなど、創意的アイデアおよび技術の価値が認められる公正な経済秩序を確立する。

中小企業の技術奪取を根絶するために、商標およびデザインを含む知的財産全体に3倍懲罰賠償制度を拡大（※）し、特許侵害に対する損害賠償額の上限も侵害者の利益全額へと現実化（※※）する。

※（現行）特許・営業秘密、2019年7月に施行→（改善）商標・デザインに拡大、2019年に発議

※※（現行）特許権者の生産能力内の損害のみを認定→（改善）侵害者の利益全額

未来新技術の開発を加速させる知的財産イノベーションのインフラを構築する。

AI・ビッグデータなど融合複合技術の担当審査組織を新設（2019年11月1日）し、審査の投入時間を先進国並み（※）に拡大し、適正化するなど第四次産業革命の先取りに向けた審査システムを整える。

※国家別1件当たりの審査投入時間（2017年、時間）：（韓国）11.9、（米国）25.3、（日本）17.5、（欧州）35.1、（中国）26.3

また、特許・営業秘密関連のイノベーション企業訴訟の初期に、侵害者と被侵害者が証拠資料を総合交換するディスカバリー制度の導入を進め、イノベーション技術に対する知的財産保護を強化し、紛争の早期解決を促す一方、弁護士・弁理士・証拠分析専門家など、知的財産関連の専門職業群の雇用創出を図る。

最後に、韓国の知的財産基盤の技術自立への意志を韓国内外に発信し、知的財産イノベーションの推進力を確保するために、特許庁の名称・機能などの改編に関する協議を進める。

特許庁長は、「知的財産制度が発展した英國と米国が、過去3回の産業革命をリードしたように、強力な知的財産政策でAI・ビッグデータなど、新技術を先取りする国が第四次産業革命をリードし、技術霸権も確保すると予想される」としつつ、「今回の対策を順調に

実行し、国民 1 人当たり特許出願世界 1 位である韓国が、知的財産を基に成長潜在力を発揮し、技術と産業を革新し、グローバル市場を先導する技術強国に躍進するよう最善を尽くしていきたい」と強調した。

関係機関の動き

2-1 特許庁、自治体と共に地域のスタートアップを支援

韓国特許庁 (2019. 11. 1)

「第 3 回 IP スタートアップロードデー」、
10 月 31 日（木曜）13 時 30 分から 17 時 40 分、慶南創造経済革新センター

特許庁と慶尚南道は、10 月 31 日午後 1 時 30 分慶南創造経済革新センターで、優秀な知的財産（IP、Intellectual Property）を保有する有望なスタートアップ（以下、IP スタートアップ）の投資誘致を促すための「第 3 回 IP スタートアップロードデー」を開催する。

今年 6 月から地域巡回方式で開催されている今回のイベントでは、様々な投資家グループと民間の後援機関が参加し、江原・嶺南地域の IP スタートアップ 15 社を対象に投資と事業支援の機会を提供する。

特に、今回の第 3 回ロードデーは、初めて巡回地域の自治体（慶尚南道）と金融機関（BNK 金融グループ）、経済団体（慶南商工会議所協議会）が共にすることで、地域の IP スタートアップの支援に向けた官民協業の基盤を整えたということで意味がある。

今回のイベントでは、特許庁審査官の参加で発掘した企業が参加する「パイロットリーグ」と、審査過程で落ちた企業に再挑戦の機会を与える「再挑戦リーグ」などを新たに行い、政府出資ファンド運用会社を多く招待（※）し、企業の参加ルートと投資誘致の機会を拡大した。

※マザーファンド運用会社 9 社、地域ファンド運用会社 4 社、エンジェル投資ファンド運用会社 8 社が参加

今回のイベントのために、POSCO、SK Telecom、DOOSAN、BNK 金融グループなど 10 余りの後援機関が、社内の支援プログラムの参加と創業支援センターの入居優遇などの支援を提供する予定であり、参加企業の発表結果を基に計 800 万ウォンの賞金と特許バウチャー、

広告制作権などの多様な副賞を授賞する。

特許庁はスタートアップの資金確保の支援に向けて、優秀な IP を基盤にする IP 金融支援（※）を広げており、今年からは直接的な投資誘致の機会を提供するために、IP スタートアップロードナーを実施している。

以前、首都圏と忠清、湖南で行われたイベントを通じて約 20 企業が参加し、現在まで計 34 億 5,000 万ウォンの投資誘致を受けており、11 企業に対しては投資の検討が進められている。

特許庁長は、「地域のスタートアップ向けの支援イベントが、自治体、地域の金融機関と共に行われたことを意義深く思う」とし、「今後も、優秀技術を保有するスタートアップを対象に、資金確保に加え、多様な支援プログラムへの参加機会を提供することができるよう、官民の協力を広げていきたい」と述べた。

2-2 「2019 仁川知的財産フェスティバル」を開催

韓国特許庁（2019. 11. 5）

想像が知的財産になる祭典の場、仁川で開かれる

特許庁と仁川広域市は、11 月 6 日午後 3 時に仁川松島（ソンド）のセントラルパークホテルで、「知的財産の想像を交わす」をテーマに、「2019 仁川知的財産フェスティバル」を開催すると発表した。

今年で 5 回目を迎える仁川知的財産フェスティバルは、2013 年に講演中心のイベントとして始まり、現在は優秀な発明品の展示・体験イベントに加え、多彩なイベントが行われる地域最大の知的財産祭典の場に発展・成長した。

特に今年には、有望なスタートアップの成長と挑戦を支援するために、優秀 IP（知的財産）を保有している有望なスタートアップを発掘し、投資誘致の機会を与える IP 創業デモナーも開かれる。

このイベントには、人工知能（AI）、モノのインターネット（IoT）など、第四次産業革命に関する技術からライフスタイル、エコ素材に至るまで、様々な分野から選定されたスタートアップ 5 社が参加し、自社技術の優秀性と価値を投資家（※）に披露する予定である。

※KB インベストメント、コリアエンジェルス、ネオスプリングなど 5 投資機関が参加

また、参加企業は、オンライン模擬ファンディング大会（※）とイベントに参加した聴衆審査団の仮想投資を通じて、自社の保有技術および製品の市場反応も確認する。

※クラウドファンディング・プラットホーム の「ネオスプリング (neospring.kr)」にて、11月 1 日から 6 日まで行われる。

この他にも、地域の IP 取引の活性化に向けて、5 関係機関（※）が参加し、技術の取引および相談、仲介の交渉および契約の手続き案内、関連支援事業などを紹介する。

※韓国発明振興会、仁川テクノパーク、仁川大学、仁荷大学、明知大学

また、「特許共済」、「特別司法警察」など、特許庁の支援事業と知的財産基盤企業の成功事例を紹介する特別講演も行われ、イベントに参加する仁川地域の予備創業者および企業家は、有益な情報を得ることができると期待されている。

そして、仁川地域の小・中・高校生の発明英才が出した発明アイデアを発表するコンテストを設け、学生の創意力を膨らませると同時に、難しいと思いがちな知的財産に興味を持たせる予定である。

また、仁川の知的財産の創出・活用・保護に貢献した知的財産有功者への表彰式と、優秀な発明アイデアで入賞した受賞者を讃える「仁川発明アイデアコンテスト」の授賞式も行われる。

このイベントでは、知的財産分野で才能を持つ弁理士、デザイナー、大学生などが、知的財産による隘路を抱えているスタートアップと零細企業などに行ったプロボノの成果物が発表・展示され、優秀なプロボノ者への褒賞と懇談会などを開き、プロボノ者の苦労をねぎらう予定である。

特許庁長は、「最近、日本の輸出規制や米中貿易紛争など、技術を武器にした技術覇権の競争が激化しており、知的財産基盤の技術イノベーションがいつにもまして重要な状況である」とし、「今回のイベントをきっかけに、知的財産の役割と重要性を市民、学生、企業家に広く拡散し、知的財産を基盤にするイノベーション成長と技術自立を促す意義深い場になることを期待している」と述べた。

2－3 特許庁、WIPO と共同の国際知的財産専門家の育成 10 年

韓国特許庁 (2019. 11. 5)

第 10 回韓国－WIPO 共同国際知的財産教育課程を開催

特許庁は、11 月 5 日（火曜）午前 10 時にインペリアルパレスホテル（ソウル市江南区）で、「韓国－世界知的所有権機関（WIPO）共同の国際知的財産教育課程（AICC；Advanced International Certificate Course）」の第 10 回記念式典を開催した。

特許庁は WIPO と共同で、オンライングローバル知的財産教育コンテンツを開発し、2010 年から企業に必要な国際知的財産専門家の育成に向けた「韓国－WIPO 国際知的財産教育課程」を、WIPO、KAIST、韓国発明振興会と共同運営し、知的財産教育を世界に拡散するために努力してきた。

特に、教育課程を運営して 10 回目を迎える今年には、107 カ国から 1,286 人が同課程のオンライン教育を受講し、国際知的財産教育課程を運営して以来、最多の受講生を記録した。

この記念式典には、特許庁次長と WIPO 局長、韓国発明振興会副会長をはじめに、オンライン教育課程の優秀修了者、知的財産権分野の関係者、約 100 人が参加した。

特許庁次長は祝辞で、最近、新技術の発展による先進国と開発途上国間の知的財産の格差（IP-Divide）が深化しており、短期間で開発途上国から先進国に発展した韓国の経験を基に、特許庁は多様な支援事業を通じて、国際知的財産の格差を解消するために努力していきたいと述べた。

続くプログラムでは、米国のノースウェスタン・ロースクール教授をはじめに、南アフリカ共和国の技術取引およびライセンシング専門家、KAIST 知的財産大学院責任教授など、韓国内外で著名な専門家により、知的財産経営戦略に関する講義が行われた。

会場外では、第 1 回国際知的財産教育課程から現在に至るまでの記念写真の展示と、歴代教育課程の参加者の映像を上映し、参加者に多様なイベントを提供した。

翌日の 6 日（水曜）から 8 日（金曜）までは、オンライン課程で事前に選ばれた優秀修了者を対象に、別途の知的財産深化教育課程が行われる。ソウル韓国知的財産センターで行われる深化課程は、知的財産の講義のみならず、技術取引のための交渉ゲーム、知的財産

経営に関するチームシミュレーションなど、受講者の実務能力を向上させるためのプログラムで構成されている。

特許庁産業財産保護協力局長は、「韓国は国際知的財産教育の先導国として、蓄積された教育分野の経験とノウハウを生かし、韓国内外における優秀人材の知的財産競争力を向上させ、国際社会での韓国的位置を高めていきたい」と述べた。

韓国－WIPO 国際知的財産教育課程についての詳細な事項は、知的財産学習サイト (<http://www.ipdiscovery.net>) で確認できる。

2-4 連結と協業によるイノベーション成長、「2019 年度政府部処の公共技術移転ロードショー」を開催

韓国特許庁（2019.11.5）

事業化が有望な 418 の公共技術、一堂に集まる

科学技術情報通信部、農林畜産食品部、国土交通部、海洋水産部、中小ベンチャー企業部、特許庁は、11 月 7 日（木曜）、「2019 年度政府部処の公共技術移転ロードショー」（以下、ロードショー）をエルタワー（ソウル市良才洞）で開催すると発表した。

このイベントは、政府の研究開発（R&D）投資で創出された優秀な公共技術が、中小企業へと成功的に移転・事業化され、高付加価値が生まれるよう、研究者と需要企業間の技術交流および技術移転について話し合い、未来戦略を共有する場である。

ロードショーは中小企業庁と特許庁の共同主催で 2013 年に初めて開催され、年を重ねるごとに政府部処間の協業の必要性が高まり、今年は食品技術取引市場の拡大により、農林畜産食品部が参加して公共技術移転に関わる 6 つの部処（※）の共同主催で開催されている。

※科学技術情報通信部、農林畜産食品部、国土交通部、海洋水産部、中小ベンチャー企業部、特許庁

これまでの 11 回のロードショーを通して、優秀な公共技術 5,489 件を発掘し、技術移転意向書 444 件を締結し、累計約 242 億ウォンのライセンス料（推定）を達成するなど、政府部処の協業による目に見える成果を上げており、ロードショーはもはや公共技術移転の代表イベントとして位置づけられている。

このロードショーでは、これまでの政府支援事業の結果により創出された計 418 の有望・優秀な公共技術を紹介し、公共優秀技術の中小企業への効率的な移転・事業化を可能にすることで、技術需要者・供給者間の出会いの場になれると期待している。

第 1 部では、大学・公共研究機関の公共技術移転の優秀機関および優秀研究者に対する褒賞（※）と、公共技術の移転を受け、事業化に成功した企業（※※）の事例発表が行われるなど、产学研の協力によるイノベーション成長の優秀モデルが提示される。

※大学・公共研究機関の特許活用の拡大に向けて技術移転および事業化に貢献した機関および研究者を選抜

※※01iX Pharmaceuticals（株）は成均館大学の創業企業であり、技術移転を受け事業化に成功した後、2018 年 7 月にNASDAQ に上場し、2019 年には欧州（Thea：テア）において黄斑変性の新薬で 800 億の技術移転を行った。CATACKH は、KIST（韓国科学技術研究院）により、化学的分解で CFRP（炭素繊維強化プラスチック）を再活用できる「世界最初の技術」の移転を受け、「エコ大賞 2 年連続賞」を受賞した。

第 2 部では、大学・公共研究機関と企業との技術移転に関する相談会、投資誘致関連の相談会などのプログラムが準備されている。

韓国政府はこれをきっかけに、企業と連携している公共研究の成果が活用されないことのないよう、部別に多様な後続支援事業と連携し、科学技術情報通信部の技術コンサルティングおよび追加 R&D、農林畜産食品部の中小食品企業の移転支援、国土交通部の後続 R&D および中小企業のマーケティング支援、海洋水産部の統合マーケティング遂行、特許庁の企業に合わせた IP-R&D 戦略の樹立など、技術事業化を積極的に支援する予定である。

また、今後も部別間の協業を基に、様々な分野の公共技術が効率的に需要企業と連携され、開放型イノベーション生態系の構築によるイノベーション成長エンジンの発掘と雇用拡大など、国民が実感できる成果を生み出すよう努力していくことを述べた。

2－5 政治的状況とは関係なく、日韓のIP産業の交流は続けなければならない

電子新聞（2019.11.7）

「政治的状況とは関係なく、韓国と日本の知的財産分野での交流は拡大しなければならない」

11月6日、東京都千代田区に所在する日本科学技術館で開かれた、「特許・情報フェア＆カンファレンス(PIFC)」に参加した韓国企業は、日本をはじめとする海外諸国との交流、協力の重要性を強調した。

イベントには、韓国知識財産サービス協会と民間企業からなる市場開拓団が参加した。毎年参加していたイベントではあるものの、今年は両国の関係悪化により、再考しなければならないという韓国内の意見もあった。しかし、協会は日本市場の重要性を考慮し、参加することにした。大企業はさておき、海外市場への依存度が高い中堅・中小のIPサービス企業が、これまで築いてきた日本市場での競争力を失う可能性があると判断したためである。

韓国における特許出願件数の減少など、現在の韓国内需市場は不安な状況であり、海外市场、特に日本市場は、既に戦略市場として位置付けられているのが現状である。

PIFCに参加した韓国企業は、日本、中国などグローバル市場での競争力強化のためには、各国との民間協力が必要だと強調した。

韓国知識財産サービス協会海外協力委員長は、「政治的状況とは関係なく、韓国と日本のIPサービス企業は活発に交流しており、今後もこのような関係を維持しなければならない」とし、「日本市場は、韓国企業が戦略的に取り組まなければならない市場である」と述べた。

同委員長は、「日本は、IP分野で最も古い市場であり、サービスの品質と価格競争力を共に有している韓国企業が活躍できる良い環境を備えており、日本企業もそれをよく知っている」と説明した。

弁理士仲介会社PAT Korea代表は、「ビジネスを始めたばかりのIPサービス・スタートアップ、中小企業は、顧客会社との接点を探すこと自体が簡単ではない」とし、「市場開拓団のように、団体で交流するのが企業信頼性の面で有利なため、今回のような機会は必要であると思う」と強調した。

特許翻訳専門企業 JESE の代表は、「韓国企業は、精巧さなど特許サービスの品質に敏感な日本市場に相応しく、そのため日本も韓国企業に持続的に手を差し伸べている」とし、「ただし、高品質のサービスを提供する韓国企業が増えてこそ、今後も安定的な位置を維持することができる」と説明した。

PIFC の参加企業は、日本市場について話しつつ、中国への懸念と期待についても言及した。中国は海外 IP サービス市場でのライバル国であり、巨大な特許市場として成長している。

DOWON. COM 代表は、「数年前から中国の IP サービス企業が PIFC に参加し、日本市場でのポジションを確立するために努力している」とし、「韓国企業も特許サービスの品質を改善し、対応しなければならない」と強調した。

同代表は「中国の特許、商標権の出願が年間 500 万件を超えており、韓国の大企業もそれに対応するために、中国での特許を強化している」とし、「特許明細書の中韓翻訳分野は、まだ専門企業が多くない状況であり、英語翻訳書を中国企業が中国語に翻訳して利益を上げている。そのため、発注する大企業と中堅・中小の翻訳企業が共存する生態系を構築し、特許関連専門家の育成に向けて全力を尽くす時である」と提言した。

2-6 特許庁、「知的財産教育先導大学」募集公告

韓国特許庁 (2019. 11. 11)

知的財産活用教育、知的財産融合専攻などで、
大学生を未来社会を主導する革新人材に育成

特許庁は、知的財産教育に興味を持っている全国の 4 年制大学を対象に、「第 9 回知的財産教育先導大学」を 2019 年 11 月 11 日（月曜）から 11 月 29 日（金曜）まで募集する。

「知的財産教育先導大学運営支援事業」は、知的財産人材を育成するため、大学（院）に知的財産教育のインフラを構築し、体系的な知識財産教育を提供する事業であり、2012 年に開始され、毎年新規大学を選定・支援してきた。

「知的財産教育先導大学」に選定されれば、各大学に年間 1 億 8,000 万ウォン以内を 5 年間支援し、大学は知的財産担当教授を 1 人以上採用し、2020 年 1 学期から大学と大学院で知的財産講座をそれぞれ 2 つ以上、年間計 6 つ（18 単位）以上を開設・運営することになる。

民間委員で構成されている選定委員会は、応募大学を対象にここ 2 年間の知的財産教育の実績、知的財産教育の計画、担当教授の採用計画、事業費の運営計画などについて書類および発表審査を行い、最終結果を 12 月第 2 週（予定）に発表する予定である。

特に今年からは、(1) 大学などが保有している特許活用率の向上および技術基盤の創業活性化向けの「IP 活用教育（※）」、(2) 知的財産と多様な専攻を融合した「知的財産融合専攻」の導入可否、(3) 知的財産課程を体系的に修了した学生を就職・創業に連携する、就職・創業プログラムの導入計画、(4) 大学内の知的財産教育の定着に向けた事業団の構成などを重点的に評価する計画である。

※特許技術の事業化、特許技術の移転、知的財産の価値評価、知的財産金融など

特許庁産業財産政策局長は、「第四次産業革命時代に相応しい知的財産の生態系を構築するためには、知的財産能力を備えた未来の人材を育成する大学の教育が何よりも重要である」とし、「学生が知識財産に関心を持ち、ひいては知的財産を活用して自分の進路を切り開くことができるよう、知的財産教育に熱意のある多くの大学に応募してほしい」と伝えた。

事業の申請を希望する大学は、特許庁 (www.kipo.go.kr) または事業主管機関である韓国発明振興会 (www.kipa.org) のウェブサイトで申請書類様式をダウンロードして作成し、2019 年 11 月 29 日（金曜）18 時までに韓国発明振興会に郵送または訪問すれば良い。

申請についての詳細な問い合わせは、特許庁（産業財産人材課、042-481-5183）、または韓国発明振興会（知識財産人材育成室、02-3459-2808）まで。

2-7 第 6 回生活発明コリアの公開審査および授賞式を開催

韓国特許庁（2019. 11. 13）

創意的な女性の挑戦！
生活アイデアの「最高」を選ぶ

特許庁が主催し、韓国女性発明協会が主管する「2019 生活発明コリア」の公開審査および授賞式が、11 月 22 日（金曜）午後 2 時ソウル COEX で開催される。

今年で6回目を迎える「生活発明コリア」は、女性の生活密着型製品アイデアを公募・選定し、知的財産権の出願と試作品の製作、事業化のコンサルティングの提供など、女性の創業と雇用創出を支援する事業である。

生活発明アイデアは、1月31日から4月8日までオンライン申請を通じて、計1,731件が受け付けられた。その後、オンライン審査と先行技術調査、面接審査を経て、44対1の競争率をくぐって39件のアイデアが最終的に選定された。

特許庁は、選ばれた39件を対象に専門家のメンタリングと試作品の製作を支援し、部門によっては特許出願、専門家のコンサルティングなどさまざまな特典を提供した。

※生活発明コリアの参加部門別支援プログラム

- (1) 部門1：出願されていないアイデア → 専門家のメンタリング、デザイン・試作品の製作、知財権の出願
- (2) 部門2：出願したが製品開発はされていないアイデア → 専門家のメンタリング、デザイン・試作品の製作、事業化のコンサルティング

制作された試作品は、11月22日（金曜）に会場で展示される予定である。今回の試作品は、環境と健康を考慮した生活用品をはじめに、手軽さに重点を置いたペット用品とIoT（モノのインターネット）生活家電など多様である。

※（例）プラスチックの使用を減らす「固体シャンプー」、高血圧患者向けの「塩分測定トレイ」、歯が弱いペット向けの「ウェットフードの自動製造機」など

「部門1」の試作品26件は、11月20日まで実施されるネットユーザーによる投票と、11月22日に行われる専門家による現場審査の点数を合算して公開評価される。最高点数の提案者には大統領賞と発明奨励金1,000万ウォンが授与され、国會議長賞と国務総理賞の受賞者にはそれぞれ200万ウォンの発明奨励金が授与されるなど、生活の中での女性アイデアの「最高」を選ぶ。

「第6回生活発明コリアの公開審査および授賞式」は誰でも無料で参加でき、「オンライン投票」と「ヒット予感」などイベントの参加者は景品も受けることができる。詳細については、生活発明コリアウェブサイト（www.womanidea.net）で確認できる。

特許庁長は、「最近の米中貿易紛争や日本の輸出規制など、自国の技術を武器にする技術覇権の争いが激しい国内外の環境下で、知的財産基盤の技術イノベーションはいつにも

まして重要である」としつつ、「これをきっかけに、創意的な女性のアイデアで商品化が容易な生活発明を発掘し、女性の創意力と知的財産権を基に、より成長して発展していくよう、多様な知的財産教育と女性に相応しい支援政策を発掘し進めていきたい」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 京畿道、中小企業の技術奪取の予防および技術保護のために技術保証基金と協力

電子新聞 (2019.11.3)

技術保証基金は、京畿道がアイデアおよび技術奪取の被害から道内の中小企業を保護する、「中小企業の技術奪取の予防および技術保護に関する事業」に、積極的に協力することにした。これにより、道内の中小企業への恩恵がさらに拡大される。

京畿道は、知的財産を基盤にする先進経済システムの実現と公正経済の生態系の構築に向けて、7月から4億ウォンの事業費を投入し、「中小企業の技術奪取の予防および技術保護に関する事業」を進めている。

事業に参加した道内の中小企業は、(1)未登録アイデアおよび営業秘密の知的財産の権利化に関する支援（最大500万ウォン）(2)中核技術の保有事実の立証に関する支援（最大100万ウォン）(3)知的財産権の訴訟保険および特許共済の加入に関する支援（最大500万ウォン）など「予防的支援」と共に、(4)審判・訴訟費用の支援（件当たり最大500万ウォン）(5)技術奪取の分析およびコンサルティングなど「事後的支援」はもちろん、弁護士、弁理士などの専門家からの無料相談など多様な支援を受けている。

これに加え、技術保証基金が事業に積極的に協力することとなり、今月から都内の中小企業はさらなる恩恵を受けることができる。

技術保証基金が運営している「技術資料の取引登録システム(TTRS)」の無料利用期間が、1年から2年に伸びた。

「技術資料の取引登録システム(TTRS)」は、中小企業が技術取引の契約前に技術奪取を防止するため、技術資料の提供内容と送付内容など証拠資料を登録・公証するシステムである。今後、紛争が発生する際に、証拠資料として活用することができ、技術奪取を事前に防止する効果がある。

道内の企業は、技術保証基金に特許管理や技術移転の仲介を要請する時にかかる仲介手数料の10%割引を受けることができる。

特許管理や技術移転にかかる費用が減り、道内の中小企業の負担が大幅に減少すると予想される。

京畿道の関係者は、「アイデアおよび技術奪取の被害で技術イノベーションに対する企業の動機が弱まり、イノベーション成長を妨害するなどの被害を防ぐために、中小企業の技術奪取の予防と技術保護に向けた様々な支援を行っている」としつつ、「技術保証基金の協力で恩恵が大きくなっただけに、道内の企業の積極的な関心と参加を期待している」と述べた。

技術奪取関連支援についての詳細な問い合わせは、京畿テクノパーク京畿知識財産センターのウェブサイトや電話まで。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 グローバルデザイン分野で韓国の地位が向上

韓国特許庁（2019.11.1）

WIPO国際デザイン会議で4年連続の副議長を遂行および韓国語を公用語として提案

特許庁によると、特許庁スイス駐在官の課長が、2019年10月30日から11月2日までスイスのジュネーブにある世界知的所有権機関（WIPO）の本部で開かれる、第8次「産業デザインの国際登録に向けたハーグシステムの法的発展に関するワーキンググループ（Working Group on the Legal Development of the Hague System for the International Registration of Industrial Designs）」会議の副議長に選出された。

ハーグワーキンググループ会議は、WIPOが主管するデザイン国際出願制度のハーグシステムの法的発展に関する会議のことであり、韓国は2014年7月にハーグシステムに加盟して以来、毎回参加している。

また、韓国は加盟後の2015年から連続して副議長を務めており、今年で4回目の重任である。

韓国の国際デザイン出願は加盟以来、世界3、4位を維持しており、デザイン強国として

グローバルデザイン制度をリードしている。今回の会議では、韓国のハーグシステムの活用率が高くなつたことから、国際デザイン出願に韓国語を使用することができるよう、韓国語の公用語指定を提案する予定である。

※現在のハーグシステム公用語は、英語、フランス語、スペイン語だけであり、中国とロシアも公用語指定を求めている。

特許庁デザイン審査政策課長は、「今後も、韓国企業が海外進出に必要なデザイン権を効率的に確保することができるよう、国際会議において韓国企業に必要なグローバルデザイン制度の整備のために、最善を尽くしていきたい」と述べた。

その他一般

5-1 「化学・医療分野」のPCT国際特許出願がここ5年連続増加傾向

韓国特許庁（2019.11.1）

ここ5年間（2014年から2018年）特許庁に受け付けられた

化学・医療分野のPCT国際特許出願の動向を分析

特許庁によると、ここ5年間、同庁に受け付けられた化学・医療分野（※）のPCT国際出願は、年平均11.2%と、高い成長率で増加（2014年に3,126件→2018年に4,772件）した。全体のPCT国際出願が年平均6.6%増加したことと比べると約2倍高く、この分野において海外市場に進出するための特許出願が活発であることが明らかになった。

※技術分類統計は、世界知的所有権機関（WIPO）が国際特許分類（IPC）に対応して35技術に分類したIPC-技術コンコードンステーブル（IPC Concordance Table）によるもので、「化学・医療分野」は、化学分野に、器具分野で化学を基盤にする医療技術および生物物質分析が含まれている。

化学・医療分野の細部技術別の年平均増加率は、有機精密化学が19.7%、食品化学17.6%、材料・冶金17.3%、医療技術13.9%、医薬11.7%、表面技術・コーティング11.2%、バイオテクノロジー10.6%の順であった。

このような成長傾向を追い風に、全体の技術分野における化学・医療分野のシェアは、2014年の25.1%から2018年には29.3%に増えており、技術別のシェアでは、医療技術が21.1%（4,176件）、有機精密化学11.5%（2,278件）、医薬11.1%（2,197件）、バイ

オテクノロジー11.0%（2,178件）の順で、化学・医療分野においては医療技術が最も大きな割合を占めている。

化学・医療分野のPCT国際出願の増加は、精密化学を基盤にする融合複合新素材および未来型ヘルスケアに関する海外市場への進出が拡大したためとみられる。

化学・医療分野の出願人の類型別増加率は、中小企業が14.5%、大学13.3%、大企業9.2%、中堅企業9.1%、研究機関8.2%の順で、中小企業と大学の成長が目立つ。

出願人の類型別シェアは、大企業26.9%、中小企業26.6%、大学17.0%、中堅企業10.4%、研究機関6.0%などと、全体の技術分野（※）で大企業のシェアが40.3%であることを勘案すると、大企業の偏重が比較的大きくない。

※全体の技術分野における出願人の類型別シェア：大企業40.3%、中小企業24.0%、大学8.4%、中堅企業7.6%、研究機関3.8%

知財権の保護が比較的重要な化学素材および医療分野の特徴で、出願人の類型を問わず、グローバル特許権の確保に積極的に乗り出していることが分かる。

多出願人を見ると、大企業ではLG化学、POSCO、サムスン電子、CJの順で、中堅企業はアモーレパシフィック、ハンミ薬品、中小企業はDS Neolux、AMOGREENTECHの順であった。

また、研究機関は韓国生命工学研究院、韓国化学研究院、韓国生産技術研究院、韓国韓医学研究院の順であり、大学はソウル大学、高麗大学、延世大学などがある。

特許庁国際特許出願審査1チーム長は、「融合複合新素材およびバイオヘルスケア分野の発展により、化学・医療分野のPCT国際出願はこれからも増加すると見込まれている」としつつ、「産業成長の基礎となる先端素材の重要性が高くなる中、技術競争力の優位に立つためには、技術の発展および市場変化に合わせ、特許権の確保に有利なPCT国際出願制度を積極的に活用する必要がある」と述べた。

5－2 光療法の大衆化、光学機器関連の出願が増加

韓国特許庁 (2019. 11. 1)

LED マスクに関する出願が年平均 39% 増加

外見と価格対性能比を重視するトレンドが広がり、家で自ら自分の体や健康を管理する「ホームケア」が大人気である。これにより、韓国の家庭用美容機器市場が 2013 年の 800 億ウォンから、2018 年には 5,000 億ウォン規模と推算され、年間 10% 以上成長している。

(※) 家庭用美容機器市場に光、微細電流、超音波、高周波などを利用する皮膚管理製品が新たに登場している。LED は体積が小さく、安価で、皮膚科のレーザーよりエネルギーが低いため安全だという特性を活用して、皮膚の治療・管理用光源として、LED (Light emitting diode の略語、光源の一種) を適用した製品が注目されている。これらの製品に活用されている LED は、波長別に皮膚を透過する深さが異なるため、選択的処置が可能だという特徴を持っている。

※出所 : Meritz Securities Industry Brief (2019 年 3 月 12 日)

特許庁によると、光学の治療・美容機器の特許出願で、2014 年前の 5 年間における年平均出願件数は約 130 件前後と、大きな変化がなかったが、2014 年後には年平均 14% (2014 年に 130 件 → 2018 年に 218 件) 増えていた。

光学の治療・美容機器の対象部位別では、ここ 5 年基準で、顔、頭皮・毛髪を含む皮膚が 53%、体内 (口腔、鼻腔など) が 31%、その外が 16% と皮膚対象機器が半分を超える。

皮膚対象機器を細部的にみると、顔が 28%、頭皮・毛髪が 15%、皮膚の一般が 46%、皮膚病症が 10% の割合で出願された。

一方、光学の治療・美容機器分野における出願人別の出願割合は、中小企業が 47% (418 件)、個人が 23% (204 件)、大学 11% (98 件) の順であり、中小企業と個人が主導している。

皮膚対象機器の中で、特に、LED マスク (※) にかかる特許出願が大きく増加しており、2014 年後には年平均 39% (2014 年に 12 件 → 2018 年に 45 件) が増えている。

※LED マスク：LED の光を皮膚の特定部位（顔、首）に照射し、皮膚の状態を改善する美容機器

この出願技術には、マスクの形態や光源の変更や、照射方法の制御などユーザーの利便性と安全性・効果性の向上に関するものが多かった。

特許庁医療技術審査チーム長は、「韓国はビューティー産業と ICT 分野の強国であり、医療・美容分野に最新の技術を融合してグローバル市場をリードする十分な潜在力を持っている」としつつ、「グローバル市場の拡大に備え R&D を増やし、知的財産権を確保することで競争力を高めていくことが重要である」と述べた。

5－3 今年最高の大学生発明は「携帯用点字入力装置」

韓国特許庁（2019. 11. 6）

「2019 年大学創意発明大会」受賞作の選定および授賞式の開催

特許庁と韓国科学技術団体総連合会が共同主催し、韓国発明振興会が主管する韓国最大級の大学生発明大会である「大学創意発明大会」の 2019 年優秀受賞作が発表された。

全国の 123 大学から計 5,087 件の発明アイデアが出品され、激しい競合の中、大会の最優秀賞である大統領賞に、崇実大学の学生が発明した「携帯用点字入力装置」が選定された。

本受賞作は、視覚障害者とのコミュニケーションを改善するために発明した作品であり、点字を初めて利用する人も簡単に活用することができ、視覚障害者に役立つ発明品であると評価された。

受賞者は「科学と技術が先端化していく過程で疎外されやすい、社会的弱者のための発明を考案したいと思った」としつつ、「携帯用点字入力装置は、視覚障害者のみのものではなく、非障害者が点字入力に興味を持ち、簡単に使える機会を与えるためのものである」と発明の目的を説明した。

国務総理賞は、緊急事態の時、より迅速に負傷者の治療を支援する「引き出し型人体模型救急箱」を発明した牧園大学チームが受賞した。

他にも、(1) 産業通商資源部長官賞は、中部大学、慶北大学チーム、(2) 科学技術情報通信部長官賞は、韓国ポリテク大学、金鳥工科大学チーム、(3) 特許庁長賞は、成均館大学、

金鳥工科大学チームが受賞するなど、24 大学の 38 チームが優秀発明賞を受賞する。

特許庁産業財産政策局長は「米中貿易紛争や日本の輸出規制など、知的財産権をめぐる国際間の生存競争が激しい中、大学生を対象にする知的財産教育の重要性はさらに高まっている」としつつ、「特許庁は、今後もこの大会を通じて、国家のイノベーション成長を導く未来創意融合型人材を育成するために力を尽くしていきたい」と述べた。

「2019 大学創意発明大会」の授賞式は、11 月 6 日（木曜）午後 2 時、ソウル韓国知識財産センターで開催される。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-3210-0195/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知財チーム